

[総説・解説]

## 社会福祉領域における権利擁護概念に関する一考察

寺田貴美代

キーワード：権利擁護，概念整理，社会福祉領域

A discussion of how advocacy is conceptualized in social welfare research in Japan

Kimiyo Terada

Abstract

In previous social welfare research, the concept of advocacy - specifically, rights advocacy - has been interpreted diversely to date, and so its invocations are frequently conceptually ambiguous. This research paper aims to organize the preceding research and grasp characteristics of the existing definitions of the concept of advocacy in the social welfare domain.

In practical terms, the paper organizes the various concepts of advocacy after dividing them into definitions based on its relationship with social security, definitions based on respect for the voices and self-determination of users, and definitions based on relatedness with general concepts of advocacy.

The research found that, while advocacy is positioned as an important concept that forms the backbone of social welfare, its interpretative breadth is large. In reality, the term is used diversely: on the one hand exist evaluative and ideological definitions, and on the other exist substantive definitions that aim to pursue these ideals in practice.

That being said, this kind of polysemy for rights advocacy can also be understood as granting it a wide defensive scope. Naturally, it goes without saying that misunderstanding and confusion due to conceptual ambiguity must be prevented, and that some kind of theoretical organization is indispensable; however, it is also true that advocacy activities have been actively promoted in social welfare practice. Indeed, mapping the concept to retain high versatility and not constraining it too strictly could prove highly effective in helping to reflect the ideals of advocacy in practice. The paper argues that the link between the concepts and practice of rights advocacy, along with its conceptual disambiguation, can therefore serve as topics for future clarification.

Key words : advocacy, concept mapping, social welfare

---

 所属機関：新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科

[責任著者及び連絡先] 新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科  
 〒950-3198 新潟県新潟市北区島見町1398  
 TEL・FAX：025-257-4471  
 E-mail：terada@nuhw.ac.jp

投稿受付日：2015年10月16日

掲載許可日：2016年1月15日

## 要旨

社会福祉領域の先行研究においては、権利擁護概念に多様な解釈が存在する上、しばしば曖昧な概念として用いられているのが現状である。そこで本稿においては、先行研究を整理し、社会福祉領域における権利擁護概念の定義の特徴を把握することを目的として研究を行った。

具体的には、「社会保障との関連に基礎をおく定義」「利用者の代弁や自己決定の尊重に基礎をおく定義」「アドボカシー概念との関係性に基礎をおく定義」に分類し、整理を行った。

その結果、権利擁護は社会福祉の根幹をなす重要な概念として位置づけながらも、その解釈には大きな幅があり、価値的・理念的な権利擁護の定義が存在する一方で、その理念を追求するための実践としての実体的な権利擁護の定義も存在するなど、多様に使用されている実態が明らかとなった。

ただし、このような多義性は、権利擁護概念の守備範囲の広さとしても理解することができる。もちろん、概念の曖昧さによる誤解や混乱は防ぐ必要があり、理論的な整理が不可欠であることは言うまでもない。しかしながら、社会福祉の現場では、権利擁護活動が積極的に推進されている実態があり、あえて厳密には限定せずに、汎用性の高い概念として位置づけることで、権利擁護の理念を実践に反映させる上で有効性を発揮している可能性がある。したがって今後は、概念の明確化とともに、実践との結びつきについても明らかにすることが課題であると論じた。

## I 研究の背景

近年、権利擁護に対する社会的関心が高まっており、社会福祉領域においても権利擁護に関する書籍や論文が多数刊行されている。しかし、権利擁護概念には多様な解釈が存在しており、文脈に応じて多義的に使用されるなど、しばしば曖昧な概念として用いられているのが現状である。権利擁護に関する先行研究の中には、概念としての定義を示さず、日常生活自立支援事業や成年後見制度、およびこれらに関連する制度の説明に終始している場合も少なくない。無論、日常生活自立支援事業や成年後見制度が、実践としての権利擁護の中核をなすことは言うまでもないが、そもそも社会福祉領域において権利擁護概念がどのように捉えられているのかを整理する必要があると考える。

## II 研究の方法と目的

本稿は、社会福祉領域において権利擁護概念を定義している先行研究について整理し、各論者の視点や定義の特徴を把握することを目的としている。具体的には、

「社会保障との関連に基礎をおく定義」「利用者の代弁や自己決定の尊重に基礎をおく定義」「アドボカシー概念との関係性に基礎をおく定義」という3つの観点から、権利擁護概念の定義について整理する。なお、必ずしも明確に分類することが可能な先行研究ばかりではなく、複数の定義を併記する論者や、多様な視点を取り入れて定義する論者もいる。したがって、厳密な分類は困難な定義も含まれているものの、各論者の基本的な視点に着目するならば、前述の3点に集約できると考える。また、国際的な概念比較を目的としていないため、海外におけるアドボカシー概念の用法などについては、本稿の対象から除外している。あくまでも本稿は、権利擁護概念が日本の社会福祉領域においてどのように解釈され、定義づけられているのかを整理することに主眼を置いていることを予め断っておく。

## III 社会福祉領域における研究

前述したように、権利擁護概念に統一的定義は存在せず、各論者の定義を厳密に分類することが可能なわけではない。しかし、先行研究の基本的な観点に着目するならば、3点に大別できることから、本項で整理を行う。

### 1 社会保障との関連に基礎をおく定義

権利擁護には実定法上の定義はないものの、社会保障を中心に、法や制度との関連から権利擁護を論じる先行研究が多数存在している。特に、権利擁護の中核として日常生活自立支援事業（旧：地域福祉権利擁護事業）と成年後見制度を位置づけた上で、これらに関する諸制度を含め、権利擁護概念について論じる先行研究が少なくない。

まず、河野正輝は1999年に、「権利擁護とは、判断能力が不十分な人々の「立場に立って、虐待を防止し、福祉サービスの利用を援助し、あるいは財産を管理するなど、総じて権利行使を擁護すること（実践としての権利擁護）である」と述べた上で、この概念を狭義と広義に区分している。そして狭義には、制度としての権利擁護として「成年後見制度および地域福祉権利擁護事業が導入され」ており、「法廷の手続き又は契約により選任された者（成年後見人、生活支援員など）が、判断能力の不十分な特定の人（被後見人、生活支援に利用者など）のために、直接権利擁護を提供するしくみ」を指すという。また広義には、狭義の権利擁護に加えて「権利侵害や不服が生じた場合に事後的に救済をはかる苦情解決・不服審査の制度、ならびに福祉サービスの質を点検表化することにより間接的に権利擁護に寄与する第三者評価制度など」が含まれると述べている<sup>1)</sup>。さらに河野は2003年に、社会保障法との関連からより詳細に論じており、「(1)必要な情報を本人の理解できる方法で提供する

とともに、本人の意思決定にあたって相談・助言を行い、(2)サービスの利用、給付の申請等のプロセスにおいて本人を代弁し、(3)サービス利用契約書の作成、利用料の支払いなどを代行し、(4)苦情が生じた時は、その代弁・擁護を行うこと、その本人の権利行使を支援すること」が権利擁護であると説明している<sup>2)</sup>。その上で河野は2006年に再定義し、「権利擁護とは、判断能力が不十分な人々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）または判断能力があっても従属的な立場に置かれている人々等の立場に立って、必要な福祉サービス・医療サービス等の利用を援助し、財産を管理し、あるいは虐待を防止するなど、総じてこれらの人々の権利行使を擁護すること」と述べている<sup>3)</sup>。

このように権利擁護の意味を狭義と広義に分けることにより、権利擁護概念の明示化を試みる先行研究は複数存在しており、菊池馨実は2000年に、河野正輝と同じく権利擁護概念を狭義と広義に区分した上で、介護保険制度との関連から権利擁護について論じている。まず狭義には、「十分な判断能力を有しない人々と個別特定の関係にある援助者が、被援助者本人の意思を尊重しながら本人の権利行使を擁護し、ニーズの実現を支援すること」であり、広義には、「事前に個別特定の関係を取り結んでいないにもかかわらず、福祉諸制度上に位置づけられた一定の機関が、被援助者本人の意思を尊重しながら本人の権利行使を擁護し、ニーズの実現を支援すること」と定義している<sup>4)</sup>。ただし菊池は2010年に、「狭義と広義の区別は今日でもなお意義がある」ものの、「『十分な判断能力を有しない人々』を対象を限定したのはやや狭」いため、「広い捉え方が必要と考えるに至った」と述べ、自らの定義について批判的検討を加えている<sup>5)</sup>。

西田和弘は2001年に、前述の河野正輝と菊池馨実による権利擁護の定義を比較検討した上で自らの定義を提示しており、社会保障における権利擁護とは、「十分な判断能力を有していない人々、判断能力はあっても、情報の非対称性・官僚制・権力性のため十分な権利主張ができない人々、あるいは身体的問題に起因し、権利行使に支障のある人々に対し、要保障者本人の意思を尊重しつつ、本人の社会保障給付及びそれに付随する権利の行使を擁護し、ニーズの実現を支援すること」であると述べている<sup>6)</sup>。

また、豊島明子は2004年に、権利擁護概念の整理を試みており、「権利擁護概念の把握に関しては、権利保障概念との異同もまた問題」であり、「権利を具体的に定め、これを保障する制度」や、「実体的権利保障との境界が曖昧である」と述べている。その上で、「そもそも権利擁護は、福祉パラダイム転換の反面として強調されるものであるから、サービスを受ける権利の侵害に対す

る事後救済、福祉サービスの最低基準および許認可や改善命令等の監督権限等の、サービスを受ける権利保障のための諸制度とは一線を画すものと解するのが妥当である」と指摘している。そして豊島自身の見解としては、「権利擁護は、憲法の生存権の具体化としての福祉サービスを受ける権利の行使について、権利行使それ自体が困難な者に対する権利行使の機会保障のための支援の仕組みを指すものとして把握されるのが適切」であると論じている<sup>7)</sup>。

坂本勉も2004年に、社会福祉基礎構造改革における権利擁護概念について論じており、「高齢や障害という要因だけで、即座に社会的対応を必要とするものと解釈せず、高齢や障害などを起因としながらも、社会的不平等や何らかのリスクを被る可能性のある者に対して、リスク回避のための社会的対応を漸次行うこと」が権利擁護であると述べている<sup>8)</sup>。

田中耕太郎は2008年に、法との関連に言及しており、「これまで私人間の自由な契約とそれに伴う紛争解決の仕組みであった司法制度とりわけ民事法の世界と、行政的な関与のもので保育や介護、相談援助などの事実行為を通じて人々の生活支援とそのための公費による財政支援を担ってきた社会福祉の世界との間に立って、人々が権利侵害を受けることなくその本来有している契約上の権利を適切に行使して、福祉サービスの利用や日常生活像の金銭管理などを本人の福祉に適うように行えるよう支援するための仕組みと実践を指すもの」として、権利擁護を位置づけている<sup>9)</sup>。

森本佳樹は具体的な政策との結びつきに着目し、2013年に、「福祉サービスの利用者と提供者の間に存在する『非対称性』（両者の力量や立場・経験などが同等でないこと）から生じる不均衡・不公平・不平等を均衡化し、利用者が安心してサービスを利用できるようにするためのさまざまな方策」の1つとして権利擁護を位置付けており、「自らの権利を主張したり、権利侵害に対抗できない人の権利を守るための仕組み」であると述べ、その具体例として日常生活自立支援事業や成年後見制度を挙げている<sup>10)</sup>。

大原利夫は2014年に、日本の社会保障における権利擁護概念は、「虐待の防止・救済、または判断能力が不十分な人を保護し、支援することを意味するものとして使用されている」と述べている。さらに、「権利擁護の概念がどこかとらえがたく、しばしば多義性を有するといわれる要因は、もともと虐待防止という意味で使用されることの多かった権利擁護が、介護保険法の制定等を契機に、意思決定の支援の意味においても使用されはじめたことにある」と述べている。そのため、「虐待の防止と、意思決定の支援」に区別して論じており、「虐待に

関する権利擁護とは、虐待を防止し、虐待を受けている被害者を救済して、その後の生活を支援すること」であり、意思決定の支援に関しては、「①社会福祉の分野において、②判断能力が不十分な人を対象として、③日常の生活費を管理し、権利行使を援助する等、意思決定を支援することが権利擁護の基本的概念を形成する」と述べている<sup>11)</sup>。

秋元美世は2014年に、権利擁護について、概念としての本質的な検討を行っており、「自由の行使は、その行使に干渉してはならないという義務が直接他人には課されていないとしても、常に法によってある程度まで保護されており、「自由の存在とその行使を保護する境界(protective perimeter)」が存在するという前提を述べた上で、そのような「保護境界線で保護されるはずの自由や利益が判断能力等の問題で享受できないとき、そうした自由や利益を享受できるように援助するのが、権利擁護の取り組みなのであり、そしてそれは保護境界線の保護機能が効かないために実現できていない自由や利益を実現させていくための行為として、その正当性を根拠づけることができるものでもある」と指摘している<sup>12)</sup>。より具体的には、「地域住民による虐待通報や見守り活動など『しなければならないわけではないが、することが望ましい』活動を求めることによって、関係当事者の利益や権利の擁護につなげようとする取り組み」を「広い意味での権利擁護に資する活動」と述べている<sup>13)</sup>。さらに秋元は2015年にも、「社会福祉の領域では、おおよそ、「判断能力の不十分な人々または判断能力があっても従属的な立場に置かれている人々の立場に立って、それらの人々の権利行使を擁護し、ニーズの実現を支援すること」という意味で権利擁護概念が用いられていると指摘している。そして、権利擁護概念の特質とは、「1つは、権利擁護では市民法的人間像(「強い」個人)で指定されている自由や権利を享受できないでいる「弱い」個人を支援すること、もう1つは、権利擁護では、法律問題に加えて事実の世界の問題とされていた問題についても、その対象とするということである」という。そして、「これら2つの点(とりわけ後者の点)は、現に存在している権利が侵害されていることを前提にしてその救済・保障を図ることを目的とする権利救済との違いをもたらす部分でもあり、権利擁護における重要な特質」であるという<sup>14)</sup>。また、「一般的には得られているはずだとされるある種の自由や利益が、社会的に弱い立場や従属的な立場にあるという意味でバルネラブルな状態にあるがゆえに得られないでいるとき、それらを得られるように支援するのが権利擁護の役割である」と指摘している<sup>15)</sup>。

以上のように、社会保障との関連に基礎をおく定義に

おいては、個別の制度との関連について論じる立場や、より広範な視点から法との関連について論じる立場まで、多様な見解が存在しているものの、実体を伴う概念として権利擁護を捉え、その仕組みや機能を論じる点に特徴がある。

## 2 利用者の代弁や自己決定の尊重に基礎をおく定義

次に、利用者の主体性に着目し、その代弁や自己決定の尊重に基礎をおく先行研究をまとめる。

まず高山直樹は1997年に、「社会福祉における権利擁護とは、一義的には利用者を権利侵害から救済し、苦情処理、相談活動を行うことであるが、その基本には、利用者主体へと社会福祉の構造転換を図り、利用者と専門職の関係性を問いなおすという意味が含まれている」と指摘している<sup>16)</sup>。その上で2001年には、「権利擁護は、社会福祉サービス利用者の権利主張を支援・代弁・弁護する活動として位置づけられ、「利用者の主張、権利獲得のプロセスを重視し、利用者の主体性に価値を置く概念である」と述べており、「特に近年、自己決定権の尊重が改めて重要視されてきている状況のなかで、権利擁護は社会福祉実践の根幹を支える重要なものとなってきている」と論じている<sup>17)</sup>。さらに高山は2014年には、ソーシャルワークとの関係についても言及しており、「権利擁護はソーシャルワークの根幹的な価値であり、その価値である権利擁護の具現化がソーシャルワークといってもよい」と述べている<sup>18)</sup>。

大石剛一郎は2000年に、権利擁護概念について「本人の厳密な意味での法的な『権利』の『擁護』と把握するのではなく、深く広くかつ端的に『意思表示の支援・代弁』である、と把握すべき」と述べており、「権利擁護の前提は本人の意思・ニーズ」であり、「あらゆる種類・場面の権利擁護はこれを支援するものでなければならない」と指摘している<sup>19)</sup>。

平田厚は2001年に、権利擁護の定義として、「自己決定の尊重という理念のもとに、本人の法的諸権利につき、本人の意思あるいは意向に即して、過不足なく本人を支援すること」という独自の見解を提示している<sup>20)</sup>。その上で平田は2012年に、河野正輝や西田和弘、菊池馨実らの多数の先行研究における権利擁護概念を整理した上で、権利擁護とは、狭義には「判断能力が不十分な人々に対して憲法的要請から自己決定権を保障すること」であり、広義には「判断能力の有無にかかわらず、立場性の違いから自己決定権を阻害されている場合に、自己決定の実現を法令上保障すること」としている。さらに最広義としては「国民が有している諸権利について、自己的救済を含んで広くその実現に向けて努力することである」と述べている<sup>21)</sup>。

池田恵利子は2001年に、「社会福祉における権利擁護

の取り組みとして、虐待などの人権侵害に対して抗議し、是正を求めて闘っていくことももちろん重要であるが、「『住み慣れた地域で、主体的に、自分らしい生活を続けていきたい』という人間としてごく当たり前の願いを実現する権利を守ることも重要であり、権利擁護とは、「利用者自身の主体性を尊重し、利用者自身がその人らしい生活を営んでいくための支援」であると述べている<sup>22)</sup>。

田嶋英行は2002年に、権利擁護とは、「自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと」であり、「ソーシャルワーカーによる社会福祉援助技術のなかでもより重要なもの」と指摘している<sup>23)</sup>。

岩間伸之は2008年に、「虐待や経済的被害に加えて、機会の剥奪や不当な扱い、差別や中傷等から本人を守るという権利侵害からの保護、また人として生活するのに最低限必要な衣食住をはじめとする生活上の基本的ニーズの充足は、いうまでもなく権利擁護活動の中核をなすもの」と位置づけ、これを「狭義の権利擁護」と捉えた上で、「さらにそこから、『本人らしい生活』と『本人らしい変化』を支えるという『積極的権利擁護』にまで拡大」して捉えることが求められると指摘している。その上で、「権利擁護は、生命や財産を守り、また権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みを保障するものでなければならない」と論じている<sup>24)</sup>。また岩間は2012年に、「もっとも優れた権利擁護は、権利侵害や基本的ニーズが満たされない状態を未然に防ぐこと」であり、「『積極的権利擁護』は、『本人の主体化』という大きなテーマを含んで」いることから、「『本人の主体化』を視野に入れたソーシャルワークにおける権利擁護は、エンパワメント (empowerment) を指向するものである」と論じている<sup>25)</sup>。さらに岩間は、2014年にも改めてこの概念を整理し、「権利擁護とは、健康で文化的な最低限度の生活の維持及び権利侵害からの脱却という狭義の理念を包含しつつ、さらに本人の自己実現に向けたエンパワメントを志向する理念として捉えることが求められる」と述べ、「その理念を追求するための実践として、制度・政策として権利擁護を推進するという側面とソーシャルワークもしくは対人援助として権利擁護を図るという側面を有する」と指摘している。そのため、権利擁護は「援助の本質につながる深く重い概念」であると述べ、社会保障との関連についても整理している<sup>26)</sup>。

上田晴男は、NPO法人における権利擁護活動の実践を踏まえた上で提議しており、2009年に「権利擁護は特別なことのためではなく、誰もが持っている権利を普通

に行行使するための支援」であると述べている<sup>27)</sup>。そして、「地域で自分らしく暮らすことの支援 (= 地域自立生活支援) のひとつ」であり、「権利行使の保障が権利擁護の基礎」であると論じている。また、一般的に「権利侵害からの保護・救済を行うことが直接的な権利擁護のイメージ」であるものの、「多くの権利は昔からあったものではなく、むしろ時代のなかで新たな権利の必要性が認識され、社会的な運動を含めたなかで実現されてきた」ものであるため、「人々が自らの暮らしを守り、実現させるために必要な権利を新たにつくり出していく過程」が、が権利擁護の一つの取り組みであるという<sup>28)</sup>。さらにNPO法人のハンドブックにおいても2009年に、「権利擁護とは社会生活のなかで誰もが必要と思われることを社会的に確立すること」や「その権利をきちんと行使できるように保障すること」と位置付けている。そして、「権利擁護は自分で自分を守ることが基本になっている」ものの、「そうした対応が難しい人」には、「社会的な支援として権利擁護を行うしくみが必要」であり、そのため、「『本人への権利の周知』が権利擁護の内容として重要な位置を占めて」いると指摘している<sup>29)</sup>。

新村繁文は2010年に、権利擁護とは、「本人の『権利』を主張し、その回復、確保、維持、強化、およびそのために必要な社会的基盤の整備に努めること等を通じて、その『権利』を実現することを意味する」と述べた上で、「その具体的な方法としては、権利侵害からの救済、権利侵害の予防、権利の主張、権利実現への支援、包括的な生活支援」や「エンパワメント、社会・公的機関への働きかけ等が含まれる」と論じている。また、「『権利擁護』自体ということにはならないが、その不可欠の前提として、要支援状態にある本人およびそのニーズについての適正なアセスメントに基づく十分な理解が必要とされることはいうまでもない」と指摘している<sup>30)</sup>。

篠本耕二は2013年に、「権利には社会福祉 (ソーシャルワーク含む) の定義には欠かすことのできない人権」があることを前提とした上で、「完全な義務を求める権利保障、不完全な義務の遂行により反射的に権利化されるような権利までが守られるのが権利擁護」であるという。そして、篠本自身の定義としては、「障害の有無や老若男女の全ての人間に等しく、権利の行使が保障され、権利侵害からの保護・救済、機会の均等ならびに選択の保障 (自由) であること」が権利擁護であり、社会福祉の利用者をはじめとする人々が「生活上の様々な選択や決定の場面において、社会福祉の援助技術を用いてクライアント・自己決定困難者自身に自己決定を促すこと、決定を支援することである」と述べている<sup>31)</sup>。

野村豊子は2014年に、権利擁護について「声を上げる

このできない人の声を制度の活用により代弁するだけにとどまらず、ソーシャルワーカーとしての日々の行為に深く刻まれている」と述べた上で、特に認知症高齢者の権利擁護に関して、「その人の意思決定の力を判断し、支えると同時に、Being, Belonging, Becomingの可能性を展開するケアを具体化すること」と論じている<sup>32)</sup>。

以上のように、利用者の代弁や自己決定の尊重に基礎をおく定義においては、論者によって権利擁護に対する解釈が異なるものの、社会福祉実践との結びつきや、権利擁護を実現するための方策を重視して論考する点に特徴がある。

### 3 アドボカシー概念との関係性に基礎をおく定義

最後に、権利擁護とアドボカシー概念との関係性に着目し、この概念の明示化を試みる主な研究をまとめる。

まず、秋山智久は1999年に、アドボカシーと権利擁護の概念的相違点として、「アドボカシーは社会福祉利用者の『生活と権利』を擁護するために行う専門的实践であって、単に『権利』のためだけの擁護、つまり『権利擁護』だけではない」と述べ、「アドボカシーはその実践の中核として『権利擁護』を行うが、アドボカシーはそれよりも広い概念であって、『ニーズ充足』、『生活支援』、『生活擁護』も行う」と指摘している<sup>33)</sup>。さらに秋山は2004年に、「『権利擁護』というのであるならば、そこに『権利』がなければならぬのであって、社会福祉利用者の『生活』を擁護し、社会生活上の基本的ニーズを充足することが、全て『権利』につながることだけではない」と論じており<sup>34)</sup>、さらに2007年にも、「アドボカシーは権利擁護だけでは」なく、「権利擁護プラス生活擁護と考えるべきである」と述べている<sup>35)</sup>。

北野誠一は2000年にアドボカシー概念の説明と併せ、権利擁護について論じており、「アドボカシー（権利擁護）は、利用者のエンパワーメントにかかわる基本的な活動」であり、「個人のアドボカシー（権利擁護）とは、①侵害されている、あるいは諦めさせられている本人（仲間）の権利がどのようなものであるかを明確にすることを支援するとともに、②その明確にされた権利の救済や権利の形成・獲得を支援し、③それらの権利にまつわる問題を自ら解決する力や、解決に必要なさまざまな支援を活用する力を高めることを支援する、方法や手続きに基づく活動の総体を意味する」と述べており、北野の説明においては、あえてアドボカシーと権利擁護を区別せずに論じるという点に特徴がある<sup>36)</sup>。

梶川義人は2004年に、「わが国におけるアドボカシーは、本来、措置・措置契約・契約の諸相において代弁を重視する、いわば代弁志向の権利擁護」であるが、「社会福祉基礎構造改革後、主体と客体の対等性の確保が喚起され、契約志向の権利擁護が注目」されたという。そ

の上で、「国際的なアドボカシー」は、「公正志向の権利擁護」であり、日本における「代弁思考権利擁護」もその中に含まれると述べており、「権利擁護（正義・公正志向<sup>原文ママ</sup>）代弁志向）＝アドボカシーという図式が成立する」と論じている<sup>37)</sup>。

伊藤周平は2009年に、「もともと『権利擁護』とは、英語の『アドボカシー（advocacy）』の和訳で、法律家による法廷などでの依頼人の代弁・弁護を語源とする概念で、そこから、日常生活において障害者の代弁・擁護を行うことに広がり、それがソーシャルワークにおける専門的な役割のひとつになった」概念であることから、権利擁護は「社会福祉の領域で発展した概念で、何らかのハンディキャップをもつ高齢者や障害者の権利行使を支援し、権利侵害を防ぐという意味で使われてきた」という。その上で、権利擁護について「判断能力が不十分な人など、権利主張や権利行使が困難な人に対し、本人の意思やニーズをくみとりつつ、福祉サービスの利用など、その権利主張や権利行使を支援する一連の援助や諸活動」であるという独自の定義を示している<sup>38)</sup>。

柿本誠は2009年に、当然の権利としての人権を守るものが権利擁護であると論じており、擁護されるべき権利の中でも「特に、高齢者や障害のある人となって判断能力が不十分になった場合に、普通の一人前の生活ができるような仕組みを考え、支援し、代弁・弁護するという考え方が権利擁護」であると述べている。そして、「この権利擁護は、『アドボカシー』として使用する機会が多い」とも指摘している<sup>39)</sup>。

また、2「利用者の代弁や自己決定の尊重に基礎をおく定義」でも論じた高山直樹は、2009年に、「権利擁護はソーシャルワーカーの使命であり、アイデンティティである」と述べた上で、「権利擁護と訳されている言葉は、英語でアドボカシー（advocacy）とよんでいるものである」が、「『アドボカシー＝権利擁護』なのかという議論もあり、実践と理論をつなげる研究が求められ」と述べている<sup>40)</sup>。

潮谷光人は2014年に、権利擁護が日本で「注目されたのは、1990年代後半であるが、その語源はアドボカシーという言葉から生まれている」と述べ、「社会福祉基礎構造改革を契機とするアドボカシーを権利擁護として」表現されるようになったと指摘しており、アドボカシーの訳語として権利擁護が使用された経緯を説明している<sup>41)</sup>。

以上のようにアドボカシー概念との関係性に基礎をおく定義においては、アドボカシーと権利擁護の概念的差異について、複数の異なる見解が存在しており、各論者の視点の相違を反映し、極めて多様に使用されている現状が明らかとなった。

#### IV まとめ

本稿は、日本の社会福祉領域において、権利擁護概念がどのような視点から論じられているのかに着目し、各定義の特徴について把握した。その結果、権利擁護は社会福祉の根幹をなす重要な概念として位置づけながらも、この概念の解釈には大きな幅があることが明らかとなった。具体的には、価値的・理念的な権利擁護の定義が存在する一方で、その理念を追求するための実践として位置づける、実体的な権利擁護の定義も存在していた。さらに、アドボカシーと同義に解釈することには批判的な見解があるものの、中にはアドボカシーと権利擁護を併記して使用する論者もあり、権利擁護概念が先行研究において多様に使用されている実態が明らかとなった。

ただし、このような社会福祉領域における権利擁護概念の多義性は、この概念の守備範囲の広さとしても理解することができる。本稿では、3分類した各定義の相互関連については紙幅の都合上、言及できなかったが、これらの定義の違いは、単なる表現上の差異ではなく、各論者の立場の違いを反映しており、無関係に並立していると捉えるべきではないと考える。さらに、社会福祉の現場では、権利擁護活動が積極的に推進されている実態があり、権利擁護概念をあえて限定せずに汎用性の高い概念として位置づけることによって、権利擁護の理念を実践に反映させやすくするという効果を発揮している可能性がある。無論、概念の曖昧さによる誤解や混乱は防ぐ必要があり、理論的な精査が不可欠である。そこで今後は、社会福祉領域における権利擁護概念の明確化を課題として捉えた上で、社会福祉の現場での実践的な権利擁護活動との結びつきについても、考察していきたいと考える。

なお本稿は、平成27年度新潟医療福祉大学研究奨励金（人文社会系研究費）の助成を受けた研究成果の一部である。

#### 文献

- 1) 河野正輝：「地域福祉権利擁護」の基本課題，法政研究 66（2），467-496，1999.
- 2) 河野正輝：介護保険と権利擁護，古川孝順・副田あけみ・秋元美世，現代社会福祉の争点，社会福祉の利用と権利，中央法規出版，150-151，東京，2003.
- 3) 河野正輝：社会福祉法の新展開，有斐閣，183，東京，2006.
- 4) 菊池馨実：介護保険と利用者の権利擁護，季刊社会保障研究36（2）：235-245，2009.

- 5) 菊池馨実：社会保障法制の将来構想，有斐閣，279，東京，2010.
- 6) 西田和弘：社会保障の権利擁護・救済手続き，日本社会保障学会，21世紀の社会保障，法律文化社，168-170，京都，2001.
- 7) 豊島明子：社会保障における権利擁護，芝池義一・小早川光郎・宇賀克也，行政法の争点，有斐閣，236-237，東京，2004.
- 8) 坂本勉：社会福祉基礎構造改革の理論的枠組みと高齢者権利擁護論の研究，社会学部論集（38）：1-16，2004.
- 9) 田中耕太郎：契約型福祉社会と権利擁護：措置から契約へ，田中耕太郎，ソーシャルワークと権利擁護：福祉を学ぶ人へ，ふくろう出版，2，岡山，2008.
- 10) 森本佳樹：地域福祉実践とは何か，牧里毎治・杉岡直人・森本佳樹，ビギナーズ地域福祉，有斐閣，182，東京，2013.
- 11) 大原利夫：社会保障の権利擁護：アメリカの法理と制度，法律文化社，278-279，京都，2014.
- 12) 秋元美世：権利擁護における法の世界と事実の世界，週刊社会保障（2768），50-55，2014.
- 13) 秋元美世：社会福祉における権利構造の特徴と課題，社会福祉研究（120）：5-12，2014.
- 14) 秋元美世：市民社会と権利擁護，秋元美世・平田厚，社会福祉と権利擁護，人権のための理論と実践，有斐閣，7，24-25，東京，2015.
- 15) 秋元美世：権利擁護の対象となる利益，秋元美世・平田厚，社会福祉と権利擁護：人権のための理論と実践，有斐閣，31，東京，2015.
- 16) 高山直樹：社会福祉における利用者の権利擁護：その意義・理念・展望，社会福祉研究（68），2-10，1997.
- 17) 高山直樹：ソーシャルワーカーと権利擁護，権利擁護研究会，ソーシャルワークと権利擁護：“契約”時代の利用者支援を考える，中央法規出版，32，東京，2001.
- 18) 高山直樹：権利擁護，岩崎晋也・岩間伸之・原田正樹，社会福祉研究のフロンティア，有斐閣，148，東京，2014.
- 19) 大石剛一郎：権利擁護の意味と目的，福祉オンブズマン研究会，福祉“オンブズマン”：新しい時代の権利擁護，中央法規出版，21-33，東京，2000.
- 20) 平田厚：これからの権利擁護：「対話」「信頼」「寛容」を築く，筒井書房，37，東京，2001.
- 21) 平田厚：権利擁護と福祉実践活動：概念と制度を問い直す，明石書店，54-55，東京，2012.
- 22) 池田恵利子：はじめに，権利擁護研究会，ソージャ

- ルワークと権利擁護：“契約”時代の利用者支援を考える，中央法規出版，ii，東京，2001.
- 23) 田嶋英行：権利擁護思想，高山直樹・川村隆彦・大石剛一郎，福祉キーワードシリーズ：権利擁護，中央法規出版，26，東京，2002.
- 24) 岩間伸之：支援困難事例へのアプローチ，メディカルレビュー社，176-77，大阪，2008.
- 25) 岩間伸之：地域を基盤とした権利擁護の推進，岩間伸之・原田正樹，地域福祉援助をつかむ，有斐閣，119-120，東京，2012.
- 26) 岩間伸之：権利擁護の推進と地域包括ケア：地域を基盤としたソーシャルワークとしての展開，地域福祉研究(42)，13-21，2014.
- 27) 上田晴夫：たくましき人びと，特定非営利活動法人PASネット，権利擁護で暮らしを支える：地域をつないだネットワーク，ミネルヴァ書房，11，京都，2009.
- 28) 上田晴夫：権利擁護と支援の思想，特定非営利活動法人PASネット，権利擁護で暮らしを支える：地域をつないだネットワーク，ミネルヴァ書房，179-182，京都，2009.
- 29) 特定非営利活動法人PASネット：福祉専門職のための権利擁護支援ハンドブック，ミネルヴァ書房，改訂版，2，京都，2009.
- 30) 新村繁文：契約型福祉と権利擁護，福島大学権利擁護システム研究所，「社会的弱者」の支援にむけて：地域における権利擁護実践講座，明石書店，26，東京，2010.
- 31) 篠本耕二：社会福祉における権利擁護概念の再考，西武文理大学サービス経営学部研究紀要(23)，43-65，2013.
- 32) 野村豊子：在宅介護・福祉サービス利用者の権利擁護：セルフネグレクト・認知症高齢者と家族への支援をめぐる，社会福祉研究(120)，97-107，2014.
- 33) 秋山智久：権利擁護とソーシャルワーカーの果たす役割：アドボカシーを中心に，社会福祉研究(75)，23-33，1999.
- 34) 秋山智久：社会福祉実践論：方法原理・専門職・価値観，ミネルヴァ書房，109，京都，2004.
- 35) 秋山智久：社会福祉専門職の研究，ミネルヴァ書房，270，281，京都，2007.
- 36) 北野誠一：アドボカシー（権利擁護）の概念とその展開，河野正輝・大熊由紀子・北野精一，講座 障害をもつ人の人権：福祉サービスと自立支援，有斐閣，142-143，東京，2000.
- 37) 梶川義人：権利擁護活動とソーシャルワークの機能，ソーシャルワーク研究30(3)，178-184，2004.
- 38) 伊藤周平：障害者自立支援法と権利保障：高齢者・障害者総合福祉法に向けて，明石書店，160-161，東京，2009.
- 39) 柿本誠：ソーシャルワーカーのための権利擁護と成年後見制度，みらい，22，岐阜，2009.
- 40) 高山直樹：社会福祉における権利擁護の意義，社会福祉学50(2)，103-106，2009.
- 41) 潮谷光人：福祉サービス第三者評価事業の理解と実践課題：権利擁護の視点から，奈良佐保短期大学研究紀要(22)，25-36，2014.